第１号訪問事業所（現行の訪問介護相当サービス事業所）の運営規定例

この運営規定は記載例です。

内容は事業所の目的や実施内容に応じて変更してください。

また、運営規定の規程内容の責任は、事業所にありますのでご留意ください。

（記載例）

〇〇△△ホームヘルプセンター運営規定（第一号訪問事業）

（事業の目的）

第１条　〇〇法人〇〇が開設する〇〇△△ホームヘルプセンター（以下「事業所」という。）

が行う第１号訪問事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　第１号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の

持続若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

　２　事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　１　名称　　〇〇△△ホームヘルプセンター

　２　所在地　●●市◇町１－２

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

　１　管理者　〇名（常勤兼務）

　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　２　サービス提供責任者　〇名（常勤専従）

　　サービス提供責任者は、事業所に対する第１号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別サービス計画の作成等を行う。

　３　訪問介護員等　〇名

　　訪問介護員等は、第１号訪問事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　１　営業日　　月曜日から土曜日までとする。日曜日及び祝日は営業しない。

ただし、１２月３０日から１月５日までを除く。

　２　営業時間　９時から１７時までとする。

　　　　　　　　サービス提供時間は、６時から２２時までとする。

　３　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容）

第６条　第１号訪問事業の内容は次のとおりとする。

　１　身体介護

　２　生活援助

（利用料金等）

第７条　第１号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、各市町村長が定める基準による

ものとし、当該第１号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。詳細は別添料金表のとおり。

　２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第１号訪問事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から実費を徴収する。

　　通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートルあたり〇〇円

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、●●市、△△市、◇◇市〇〇町とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　訪問介護員等は、第１号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）

第１０条　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した第１号訪問事業に係るサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

　３　事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

　４　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第１１条　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族

等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

　２　事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

　３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第１２条　事業所で使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管

理に十分留意するものとする。

２　事業所は、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康

　診断を受診させるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修採用後〇か月以内

（２）継続研修年〇回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

　３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持

させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従

業者との雇用契約の内容とする。

　４　事業所は、第１号通所事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から

５年間保存するものとする。

　５　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は〇〇法人と事業所の管理者と

の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成〇年〇月〇日から施行する。